

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所（登戸）
2020年度 第1回 研究倫理審査委員会議事要旨

2020年7月29日（水） 14:00～17:00

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所（登戸地区）、
研究本館2階会議室

出席委員：井澤修平委員、久保智英委員、佐々木毅委員長、外山みどり委員
高橋正也委員、高橋幸雄副委員長、山口さち子委員
吉川 徹委員（以上、内部委員）
池添弘邦委員、石森義雄委員、大貫恵佳委員、北島洋樹委員
児井正臣委員、山本健也委員（以上、外部委員）

書類審査：宮城洋平委員（以上、外部委員）

オブザーバー：所長代理 甲田茂樹

欠席：日野泰道委員（以上、内部委員）

（五十音順）

筆責：井澤修平、山口さち子

1. 開会挨拶

2. 委員会の新体制について

委員の交代（池田委員から大貫委員へ、甲田元委員のオブザーバーへの変更）が承認された。

3. 資料確認

4. 前回議事要旨の確認

5. 迅速審査対象案件の結果報告

前回委員会以降に5件の迅速審査（新規研究計画書1件、研究計画変更申請3件、再申請1件）が申請された。規程に基づき申請ごとに異なる内部委員2名で審査した結果、2件の申請（2020N-1-1（申請者：大久保利晃）、2020N-1-2（申請者：劉欣欣）が「承認する」、3件の申請（2020N-1-3（申請者：齊藤宏之）、2020N-1-4（申請者：吉川徹）、2020N-1-5（申請者：佐々木毅）が「条件付きで承認する」と判断されたことが報告され、承認され

た。

6. 新規申請案件の審査

2020年度第1回研究倫理審査委員会までに、通常審査として提出された新規研究計画書5件を審査することになった。その他、研究実施状況報告書2件、研究成果概要報告書3件が提出された。

審議の結果、「承認する」が3件、「変更を勧告する」が2件となった。以下に示す審査結果は要旨であり、詳細なコメントについては別途申請者本人に通知する。

申請番号 2020N-1-06 : 新規 : 若年労働者の健康リテラシー評価尺度の応用に関する縦断調査（基盤的研究「若年労働者の健康リテラシー評価尺度の検討」の一部）（申請者：佐藤ゆき）

【承認する】

倫理的側面で特段の問題はないため承認する。

申請番号 2020N-1-07 : 新規 : 看護師の疲労回復促進のための交代勤務スケジュールへの介入調査（労災疾病臨床研究「過労死等に係る労災申請の調査復命書等による過労死等事案の分析」の一部）（申請者：久保智英）

【承認する】

承認するが、下記のコメントが寄せられたので、対応の上実施すること。

- (1) 「被験者への説明」について誤字の修正をし、更に説明があれば追記してください。
- (2) 公開データベースへの登録をした上で研究を開始してください。

申請番号 2020N-1-08 : 新規 : 在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作に関するWEBアンケート調査（基盤的研究「在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作を評価する指標の開発とその妥当性の検証」の一部）申請者：杜 唐慧子）

【変更を勧告する】

以下の理由により変更を勧告する。

倫理上の大きな問題はないものと思われるものの、申請された調査内容から申請課題2020N-1-09「在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作を評価する指標開発に関する被験者実験」の予備調査として適当ではないと判断されたため変更を勧告する。なお、再申請する場合は以下の点に留意すること。

- (1) 調査内容には、在宅勤務の作業環境が整備されているか否か、家庭での在宅勤務以外の影響（家事や介護等）、在宅勤務の教育（研修）の受講の有無、眼精疲労、身体部位の自覚症状の尋ね方、既往歴、1日8時間以上の労働、睡眠時間などを含めるか否か検討してください。
- (2) 説明書の連絡先、調査同意撤回書の取扱いについて再考してください。

申請番号 2020N-1-09 : 新規 : 在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作を評価する指標開発に関する被験者実験（基盤的研究「在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作を評価する指標の開発とその妥当性の検証」の一部）申請者：杜 唐慧子

【変更を勧告する】

以下の理由により変更を勧告する。

実験自体に大きなリスクはないと考えられるものの、受付番号 2020N-1-08「在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作に関する WEB アンケート調査」の内容に変更が求められるため、その研究課題の結果を基に実験条件が決定される本申請についても変更を勧告する。なお、再申請する場合は以下の点を明確にすること。

- (1) 実験条件について絞り込み、具体的な記載をすること。
- (2) コントロール群（通常のオフィスでの PC 使用状況）の設定について検討すること。

申請番号 2020N-1-10 : 新規 : 高年齢労働者における技能学習の促進と定着における睡眠の効果に関する多角的検討（基盤的研究「高年齢労働者における技能学習の促進と定着における睡眠の効果に関する多角的検討」の一部）（申請者：玉置應子）

【承認する】

承認するが、下記のコメントが寄せられたので、対応の上実施すること。

- (1) 研究内容説明書は、被験者にとっての分かり易さの観点から修正すること。
- (2) 研究に参加する被験者には、研究所のガイドラインに説明すると共に、可能であるならば参加前から参加中に、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを減じる行動をお願いすること。

7. その他の案件（利益相反等）の審査

該当なし。

8. その他

研究計画の一部変更申請において利益相反の管理の必要性「あり」の申請の場合の審査形態について議題提供がなされ、事務局が整理し、利益相反自己申告書に基づいた確認をすることとした。

以上